

会 員 各 位

諫早医師会長 佐藤 光治

自宅で亡くなった患者の死亡診断について（お願い）

超高齢社会になったわが国では、政府の在宅医療推進により、今後在宅での看取りが大幅に増加することが予想されます。しかし、患者が突然自宅で亡くなった場合、その死亡診断を誰が行うかによって、混乱が生じる可能性があります。

かかりつけ医に通院中の患者であっても、突然自宅で亡くなると、しばしば家族はかかりつけ医ではなく救急車を呼びます。駆けつけた救急隊員が、患者が心肺停止状態で蘇生不可能であると判断すると、現状では救急隊は警察に連絡し警察による検視（検死）が行われます。検視では多くの場合遺体が警察署に運ばれ、警察立会いの下で警察医が検案を行います。その後大学病院等に搬送されて、死後の CT 検査（Ai）を受けることもあります。

このようにたとえ事件性がなくても一旦警察による検視が始まると、家族は患者と引き離され、さらには事情聴取を受けるなど、落ち着いて最期の時を過ごすことができません。また警察が介入することによって、家族が死因について無用な不信感を抱くこともあります。

患者の死亡に少しでも事件性が疑われる場合には検視が必要ですが、多くの在宅死は、それが突然であっても病死・自然死ですから、本来は検視の対象ではありません。さらに、当市で警察医を務めていただいている先生方は、昼夜・日祭日を問わず、一人当たり年間 30~40 件の検案をされており、その業務負担の軽減も必要です。

そこで会員の先生方にお願いです。自院にかかりつけの患者が自宅で亡くなり、家族や救急隊から連絡があった場合、可能な範囲で、自宅に赴いて死亡診断をしていただけないでしょうか。

その上で、死体の外表に異状を認めるなど犯罪性が示唆される場合は警察に連絡し、そうでない場合は、これまでどおり死亡診断書または死体検案書を作成していただくようお願い申し上げます。なお、死亡診断書記入マニュアルの一部を参考までに添付します。

担当理事

副会長 満岡 渉

2 死亡診断書と死体検案書の使い分け

医師は、次の二つの場合には、死体検案を行った上で、死亡診断書ではなく死体検案書を交付することになっています。

- ① 診療継続中の患者以外の者が死亡した場合
- ② 診療継続中の患者が診療に係る傷病と関連しない原因により死亡した場合

また、医師法第21条では、「医師は、死体又は妊娠四月以上の死産児を検案して異状があると認めるときは、二十四時間以内に所轄警察署に届け出なければならない」とされています。

【死亡診断書と死体検案書の使い分け】

